

第2回嬉野市議会定例会議案

平成22年6月4日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	平成22年6月4日	平成21年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
2	”	平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
3	”	平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	4
4	”	平成21年度嬉野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
36	平成22年6月4日	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）	6
37	”	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	10
38	”	嬉野市景観条例について	14
39	”	嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	19
40	”	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について	23
41	”	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	25
42	”	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について	27
43	”	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について	29
44	”	字の区域の一部廃止について	31
45	”	字の区域の一部廃止について	35

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
46	〃	平成22年度嬉野市一般会計補正予算(第1号)	別冊
47	〃	平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
48	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地 区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
49	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地 区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
50	〃	平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計 補正予算(第1号)	〃

報告第 1 号

平成 21 年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 22 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 21 年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						未収入 国県支出金	特定財源 地方債	内訳	
								その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	全国瞬時警報システム整備事業	9,340,000	9,340,000					
		(地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業) 公会堂ステージUD化事業	1,000,000	1,000,000	800,000			200,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども手当支給事業	4,888,000	4,888,000					
4 衛生費	3 上水道費	(地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業) 老朽管更新事業	14,000,000	14,000,000			14,000,000		
6 農林水産業費	1 農業費	農業集落排水処理施設改修事業	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
		林道舗装事業	16,000,000	16,000,000			15,000,000		1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		その他	
						国県支出金	地方債		
8 土木費	2 道路橋りょう費	(地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業) 道路維持補修事業	28,000,000	28,000,000	円	26,400,000	円	1,600,000	
	4 都市計画費	公園遊具整備事業	22,000,000	22,000,000		20,700,000		1,300,000	
		都市公園施設整備事業	23,000,000	23,000,000		21,700,000		1,300,000	
10 教育費	2 小学校費	大草野小学校耐震補強改修事業	100,034,000	100,034,000		33,677,000	60,000,000	6,357,000	
	3 中学校費	大野原中学校耐震補強改修事業	97,993,000	97,993,000		32,990,000	59,000,000	6,003,000	
	4 社会教育費	(地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業) 市体育館トイレ改修事業	20,000,000	20,000,000		18,815,000		1,185,000	
	合 計		342,255,000	342,255,000		204,310,000	119,000,000	18,945,000	

平成 2 1 年度 嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 4 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 2 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 2 1 年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源	その他	円	
1 事業費	1 事業費	五町田・谷所地区農業集落排水事業	505, 400, 000 円	505, 400, 000 円	円	円	円	円	円
	合計		505, 400, 000	505, 400, 000		249, 200, 000	256, 200, 000		

平成 21 年度 嬉野都市計画下水道事業
 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 22 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 21 年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	公共下水道事業	231,600,000	231,600,000	円	円	円	円	円
	合計		231,600,000	231,600,000		116,120,000	115,400,000		80,000

平成 21 年度 嬉野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 22 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 21 年度 嬉野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 繰越額	左源の内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						他会計補 助金	過年度損益勘 定留保資金			
41	資本的支出 1 建設改良費	(地域活性化・さめ細かな臨時交付金事業) 老朽管更新事業	14,500,000	0	14,500,000	14,000,000	500,000	0	0	平成 21 年度末に 臨時交付金事業 割当のため

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第16号

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とする。

附則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第20条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第37号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第17号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「50万円」に、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改める。

第23条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国

民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第4項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第15項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第16項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第15項及び附則第16項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

嬉野市景観条例について

嬉野市景観条例を別紙のように制定する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市の良好な景観の形成に関し、景観法に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき必要な事項を定め景観形成の促進を図り、本市の緑豊かな自然景観や歴史的まちなみ景観を市民の共有財産として守り、育て地域の魅力や個性の創出を図りながら、嬉野らしい良好な景観を将来へ引き継ぐことを目的とする。

(基本理念)

第2条 市は、次に掲げる基本理念に基づき、良好な景観形成を推進する。

- (1) 緑豊かな美しい自然を未来に残すこと。
- (2) 歴史と文化を継承し、守り育てること。
- (3) 市、事業者及び市民が景観形成に協働で取り組むこと。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保存し、又は創造することをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ウ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - エ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの

(市の責務)

第4条 市は、景観形成に関する施策を実施するに当たって市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、適切な情報の提供により良好な景観の形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域における良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深め、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(景観計画)

第7条 市長は、市の全域にわたる良好な景観形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条に規定する景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 景観計画は、良好な景観形成を推進するため、計画の変更を行うことができる。

(景観計画への適合)

第8条 景観計画区域において、建築物の建築等、工作物の建設等又は土地開発行為を行う者は、当該行為について景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出を要する行為等)

第9条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(勧告)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定により、勧告をしようとするときは、あらかじめ嬉野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第9条に規定する行為で規則に定める行為の基準以外のものとする。

(適用除外行為への指導)

第12条 市長は、法第16条第7項の規定により届出を要しないこととされた行為をしようとする者又はした者の当該行為の内容が、景観計画に適合しないものである場合において景観の形成に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し良好な景観形成に必要な限度において、当該行為に係る建築物等の形態意匠について、必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行う場合において、必要があると認めるときは、嬉野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する設計の変更その他の必要な措置を命ずることができる特定届出対象行為は、第9条第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(嬉野市景観審議会)

第14条 良好な景観形成に必要な事項を調査審議するため、嬉野市景観審議会を設置する。

2 嬉野市景観審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第10条から第12条までの規定により意見を述べること。

(2) 景観計画に定めた建築物等の高さ、面積又は色彩に関する基準の運用に関すること。

(3) 市長が、その他景観づくりに必要と認める事項に関すること。

3 嬉野市景観審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民又は団体の代表者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が発生した場合における補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、残任期間が短期の場合は、補充を省略することができる。

5 委員は、再任することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(嬉野市景観計画策定審議会設置条例の廃止)

2 嬉野市景観計画策定審議会設置条例（平成18年嬉野市条例第200号）は、
廃止する。

議案第39号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第10条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第13条第1号」改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第17条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

(嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第25条第5号中「5日」の次に「（子が2人以上の場合にあっては10日）」を加え、同条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（以下「対象家族」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合 1の年において5日（対象家族が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間

第27条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」を「対象家族」に改め、同条第3項中「（平成18年嬉野市条例44号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の嬉野市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の嬉野市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。
- 3 第2条の規定による改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第40号

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について

嬉野市部設置条例（平成20年嬉野市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 新幹線業務の進捗に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例

嬉野市部設置条例（平成20年嬉野市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条企画部の項第4号を削り、同条産業建設部の項に次の1号を加える。

- (5) 新幹線に関すること。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

議案第41号

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 し尿汲取・下水道料金等収納嘱託員を雇用したいので、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表水道料金等収納嘱託員の項の次に次のように加える。

し尿取扱・下水道料金等 収納嘱託員	基本額	月額160,000円	〃
	加算額	収納1件につき 150円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を
改正する条例について

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例（平成18年嬉
野市条例第133号）の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 清算金の分割徴収の利率を改定するため、条例の一部を改正する必要があ
る。

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を
改正する条例

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例（平成18年嬉野市
条例第133号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利
子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日におけ
る普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則（昭和
49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）
の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年6パ
ーセントを超える場合においては、年6パーセントの利率）とし、第1回の分割
徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を
改正する条例について

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例（平成18年嬉
野市条例第134号）の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 清算金の分割徴収の利率を改定するため、条例の一部を改正する必要があ
る。

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を
改正する条例

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例（平成18年嬉野市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年6パーセントを超える場合においては、年6パーセントの利率）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

字の区域の一部廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野第七土地区画整理事業の実施に伴い、従来の字界が変わったため、字の区域の廃止について地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決が必要である。

変 更 調 書

字の一部を廃止する 字の名称	字の一部を廃止する従前の区域
大字下宿字新替	<p>乙1、乙2-1から乙2-3まで、乙3-1、乙3-2、乙4-1、乙4-2、乙5から乙10まで、乙11-1、乙11-2、乙12-1から乙12-3まで、乙13、乙14-1、乙14-2、乙15-1、乙15-2、乙16-1、乙16-2、乙17^ロ、乙18-1、乙18-2、乙19-1、乙19-2、乙20-1から乙20-3まで、乙21-1から乙21-5まで、乙22、乙24、乙25-1から乙25-4まで、乙26、乙28、乙29-1、乙29-2、乙30、乙33-1、乙33-3、乙33-4、乙34-1、乙34-2、乙35-1から乙35-3まで、乙36、乙38、乙39、乙41、乙45から乙56まで、乙57-1、乙57-2、乙58、乙59-1、乙59-2、乙60、乙61-1、乙61-2、乙62から乙67まで、乙68-1から乙68-3まで、乙69から乙72まで、乙73-1、乙73-2、乙74、乙75-1、乙75-2、乙76-1から乙76-3まで、乙77から乙79まで、乙86、乙87-1、乙87-2、乙88から乙90まで、乙92から乙95まで、乙97-1、乙97-3、乙98、乙100、乙101、乙102-1、乙102-2、乙103、乙105、乙106-1、乙106-3、乙106-4、乙107、乙108-1、乙108-2、乙109、乙111、乙113-1、乙113-4から乙113-7まで、乙114-1、乙114-2、乙114-4、乙115、乙116、乙117-1から乙117-4まで、乙118、乙119-1、乙119-2、乙120、乙121-1、乙121-2、乙122、乙123-1、乙123-2、乙124、乙125-1から乙125-3まで及び乙126並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>乙63から乙65まで及び乙69の地先の国有地 乙118、乙119-2及び乙120の地先の国有地</p>
大字下宿字八反角	<p>乙127-1から乙127-18まで、乙130、乙131-1、乙131-2、乙132-1から乙132-4まで、乙133、乙134-1、乙134-2、乙135-1から乙135-3まで、乙136-1から乙136-3まで、乙137-1から乙137-3まで、乙138、乙140、乙142-1、乙142-2、乙143、乙144-1、乙144-2、乙145、乙146-1、乙146-2、乙147、乙148-1、乙148-2、乙149-1、乙150-1、乙150-2、乙151から乙158まで、乙162-1、乙162-2、乙162-5から乙162-8まで、乙162-11、乙162-14、乙165-1から乙165-3まで、乙165-5から乙165-8まで、乙166-1から乙166-3まで、乙167-1、乙167-3、乙168から乙173まで、乙174-1、乙174-2、乙175、乙177-1、乙177-2、乙178-1から乙178-3まで、乙178-6から乙178-8まで、乙178-11、乙178-12、乙178-14から乙178-19まで、乙178-21、乙178-22、乙179-1、乙179-2、乙179-5から乙179-8まで、乙179-11、乙179-13から乙179-18まで、乙179-20、乙179-21、乙180、乙181-2、乙181-4から乙181-8まで、乙181-10、乙181-11、乙181-16から乙181-18まで、乙181-20、乙181-22から乙181-25まで、乙181-31、乙181-32、乙184-1、乙187-1、乙187-4、乙187-5、乙190-3及び乙191-3並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>乙178-1から乙178-3まで、乙178-6から乙178-8まで、乙178-12、乙179-2、乙179-5から乙179-7まで、乙181-4、乙181-7及び乙181-11の地先の道路の一部</p>
大字下宿字中原	<p>乙385-1から乙385-5まで、乙386-1から乙386-3まで、乙387-1、乙387-5から乙387-10まで、乙388-1から乙388-3ま</p>

	<p>で、乙389-1、乙389-4、乙390、乙392-6、乙394、乙395-6、乙400、乙401-1から乙401-3まで、乙403、乙403-2、乙404-3、乙404-4、乙405、乙406-1、乙406-2、乙407-1から乙407-3まで、乙408-1、乙408-2、乙408-4、乙409-1、乙409-2、乙412、乙413、乙414-1、乙414-2、乙415-1から乙415-3まで、乙416-2、乙417-1から乙417-3まで、乙420、乙421-2、乙422から乙428まで、乙429-2、乙429-3、乙430、乙431、乙431-3、乙432、乙433、乙433-2、乙434から乙436まで、乙437-2、乙440、乙443、乙444-1、乙444-2、乙445から乙447まで、乙448-1、乙448-3、乙448-4、乙453-1、乙453-2、乙457、乙458-1、乙458-3、乙459及び乙464並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>乙428地先の国有地</p>
大字下宿字嬉ノ松	<p>乙472、乙475-1、乙475-2、乙475-5、乙475-6、乙477-2、乙477-5、乙478-1、乙478-6、乙478-7及び乙481-2並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字下宿字宿下	<p>乙655-2、乙656-1、乙656-4から乙656-6まで、乙656-9、乙657-1、乙657-4、乙658、乙659-1、乙659-2、乙659-4、乙659-5、乙661、乙663から乙666まで、乙667-1、乙670-1、乙670-2、乙671-1、乙671-2、乙673、乙676、乙677、乙679、乙680-1から乙680-3まで、乙682から乙684まで、乙686、乙687、乙688-2、乙688-3、乙689-1から乙689-3まで、乙689-6から乙689-8まで、乙689-10、乙692-4、乙694-4及び乙696-5並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字下宿字一本杉	<p>甲4000-3、甲4053-3、甲4053-4、甲4054-1、甲4055-1、甲4056-1、甲4056-2、甲4056^ロ、甲4059-1から甲4059-6まで、甲4060-1、甲4060-2、甲4063-1から甲4063-4まで、甲4064-1から甲4064-3まで、甲4065-1、甲4065-2、甲4065-5、甲4065-7、甲4065-9から甲4065-12まで、甲4067、甲4069-1から甲4069-5まで、甲4070-1、甲4070-2、甲4071-1、甲4071-2、甲4072、甲4074、甲4075-2から甲4075-5まで、甲4076-1から甲4076-3まで、甲4078-1から甲4078-3まで、甲4082-1、甲4082-2、甲4083から甲4086まで、甲4087-1、甲4087-3から甲4087-6まで、甲4087-9、甲4088-1から甲4088-4まで、甲4089-1、甲4089-3及び甲4090並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>甲4000-3、甲4053-3、甲4053-4、甲4054-1、甲4055-1、甲4056-1、甲4056-2、甲4059-1、甲4059-2、甲4059-4、甲4059-6、甲4060-1、甲4060-2、甲4063-2及び甲4063-3の地先の道路の一部</p>
大字下宿字二本杉	<p>甲4094、甲4095-1、甲4095-2、甲4096-1、甲4096-2、甲4097-1から甲4097-4まで、甲4098-1、甲4098-2、甲4099から甲4101まで、甲4102-1から甲4102-3まで、甲4103-2、甲4104-2、甲4105-1、甲4105-2、甲4106-1から甲4106-3まで、甲4107-2、甲4108-1から甲4108-7まで、甲4109、甲4111-2、甲4111-3、甲4112-1、甲4112-2、甲4113-1、甲4113-2、甲4114、甲4115-1、甲4115-</p>

	<p>3、甲4115-4、甲4118、甲4120、甲4121、甲4125から甲4127まで、甲4128-1、甲4128-2、甲4129-1、甲4129-2、甲4130、甲4130-1から甲4130-6まで、甲4130-9、甲4131、甲4131-1から甲4131-3まで、甲4131-5、甲4131-6、甲4133-1から甲4133-3まで、甲4134-1から甲4134-8まで、甲4136、甲4136-1から甲4136-5まで、甲4137、甲4137-2、甲4138、甲4138-2、甲4141-1から甲4141-3まで、甲4142-1、甲4143-1、甲4145、甲4147、甲4148、甲4151、甲4151-1から甲4151-4まで、甲4152、甲4152-1から甲4152-3まで、甲4152-5、甲4152-6、甲4153-1から甲4153-7まで、甲4153-9から甲4153-11まで、甲4154-1、甲4154-2、甲4158-1、甲4158-2、甲4158-4から甲4158-6まで、甲4158-8、甲4163、甲4164-1から甲4164-3まで、甲4165、甲4165-1、甲4165-2、甲4166、甲4166-1から甲4166-3まで、甲4167、甲4168、甲4168-2、甲4168-3、甲4169、甲4169-1から甲4169-6まで、甲4170、甲4170-1、甲4170-3から甲4170-8まで、甲4171、甲4172-1、甲4172-2、甲4173-1、甲4173-2、甲4174-1、甲4174-2、甲4175-1、甲4175-2、甲4176、甲4178、甲4179-1から甲4179-4まで、甲4180-1、甲4180-2、甲4181-1から甲4181-3まで、甲4182から甲4184まで、甲4185-1、甲4185-2、甲4186-1から甲4186-3まで、甲4187-1から甲4187-3まで、甲4188-2、甲4190-1から甲4190-4まで、甲4191-1、甲4191-2、甲4191-4から甲4191-6まで、甲4193-1から甲4193-3まで、甲4194、甲4195-1、甲4195-2、甲4195-4、甲4195-5、甲4196-1から甲4196-7まで、甲4199-1から甲4199-3まで及び甲4200-1から甲4200-4まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>甲4163、甲4164-1、甲4164-2、甲4191-1、甲4191-2、甲4191-4、甲4195-2、甲4196-2、甲4196-4、甲4196-7、甲4199-1、甲4199-3及び甲4200-1から甲4200-3までの地先の道路の一部</p> <p>甲4167、甲4169-1、甲4170-1及び甲4173-1の地先の国有地</p>
<p>大字下宿字三本杉</p>	<p>甲4253-1及び甲4254並びにこれらに伴う水路の一部 甲4253-1の地先の道路の一部</p>
<p>大字下宿字五本杉</p>	<p>甲4540-1、甲4540-2、甲4541-1、甲4541ニ、甲4542-1から甲4542-4まで、甲4624-1、甲4624-3から甲4624-5まで、甲4625-2、甲4625-3、甲4626、甲4627-1から甲4627-5まで、甲4628-1から甲4628-3まで、甲4630、甲4631-2、甲4632-1、甲4632-2、甲4633、甲4634-2、甲4635-1から甲4635-4まで、甲4635ロ、甲4635ハ、甲4636-1から甲4636-3まで、甲4636-5、甲4637-1から甲4637-3まで、甲4637ロ、甲4638-2から甲4638-5まで、甲4638ハ、甲4639、甲4640-2から甲4640-4まで、甲4640-6、甲4640-7、甲4640ハ、甲4641、甲4643-2から甲4643-5まで、甲4643ハ、甲4644-1から甲4644-6まで、甲4644ハ、甲4645-1から甲4645-4まで、甲4646-1、甲4646-2、甲4647-1、甲4647-2、甲4648から甲4656まで、甲4657-1、甲4657-2、甲4658から甲4661まで、甲4663、甲4665-1、甲4665-2、甲4668、甲4670、甲4671、甲4674、甲4676から甲4678まで、甲4681、甲4682、甲4684から甲4686まで、甲4688から甲4693まで、甲4694-1、甲4694-2、甲4695から甲4698まで、甲4700から甲4702まで、甲4703-1、甲4703-2、甲4704及び甲4705並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>

議案第45号

字の区域の一部廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成22年6月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野第八土地区画整理事業の実施に伴い、従来の字界が変わったため、字の区域の廃止について地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決が必要である。

変 更 調 書

字の一部を廃止する 字の名称	字の一部を廃止する従前の区域
大字下野字一本椎	<p>甲71-2から甲71-5まで、甲72-2から甲72-5まで、甲73、甲74、甲75-1から甲75-3まで、甲76-1から甲76-9まで、甲76-11から甲76-13まで、甲77-1、甲77-2、甲78-1から甲78-6まで、甲78-8、甲78-9、甲78-11から甲78-20まで、甲79-2、甲80-1から甲80-3まで、甲82-1から甲82-4まで、甲83、甲89-1から甲89-6まで、甲90-1、甲90-2、甲92、甲93、甲100-1、甲100-2、甲101-1、甲101-3、甲104-1、甲104-2、甲105、甲108、甲111、甲112-1から甲112-5まで、甲113-1、甲113-2、甲113-4及び甲113-5並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字下野字二本椎	<p>甲720-2、甲720-3、甲721-1、甲721-2、甲722、甲727-3、甲729-6、甲729-7、甲771-2、甲771-3、甲773から甲777まで、甲778-1から甲778-5まで、甲780-1、甲780-8、甲781-1から甲781-3まで、甲782-1から甲782-3まで、甲783-1、甲783-2、甲784-1から甲784-3まで、甲785-1から甲785-11まで、甲786-1、甲786-2、甲787-1から甲787-3まで、甲788-1から甲788-3まで、甲789、甲790-1から甲790-3まで、甲791、甲793-1、甲793-2、甲794、甲798-1から甲798-3まで、甲799-1、甲799-3、甲799-4、甲800-1、甲800-3、甲800-5、甲800-6、甲800-8から甲800-15まで、甲801-1から甲801-6まで、甲802-2、甲802-3、甲802-5から甲802-7まで、甲803、甲804-1、甲805-1、甲805-2、甲806、甲807-1から甲807-5まで、甲808-1、甲808-3から甲808-5まで、甲809-1、甲809-2、甲810、甲811-1、甲811-2、甲812-1、甲812-3から甲812-6まで、甲812-8、甲813-2、甲813-3、甲815、甲816-1、甲816-3から甲816-5まで、甲817-1から甲817-6まで、甲819、甲820、甲821-1から甲821-3まで、甲821-5から甲821-7まで、甲822-1から甲822-5まで、甲823-1、甲823-3、甲823-4、甲824、甲825-1、甲825-2、甲825^ア、甲826、甲826-1から甲826-4まで、甲827-2、甲827-3、甲829-1から甲829-3まで、甲830-1から甲830-4まで、甲831-1から甲831-3まで、甲832、甲834、甲836、甲838-1から甲838-3まで、甲839、甲846-1から甲846-3まで、甲848-1から甲848-4まで、甲854、甲857から甲860まで、甲865、甲866、甲868、甲871から甲875まで、甲877から甲885まで、甲886-1から甲886-4まで、甲890-1から甲890-3まで、甲892-2、甲893-1から甲893-4まで、甲894-1から甲894-4まで、甲896、甲897、甲898-1から甲898-4まで、甲899-1から甲899-4まで、甲900-2、甲900-3、甲901、甲902-1から甲902-4まで、甲903-1から甲903-11まで、甲904、甲905、甲906-1から甲906-4まで、甲907-1から甲907-6まで、甲908-1から甲908-3まで、甲910、甲913から甲915まで、甲916-2、甲917-1から甲917-3まで、甲918-2から甲918-4まで、甲919、甲921、甲922、甲923-1、甲923-2、甲924-1、甲924-2、甲925-1から甲925-4まで、甲926-1から甲926-4まで、甲927-1から甲927-5まで、甲928、甲929、甲930-1、甲930-2、甲930-4、甲931から甲934まで、</p>

	<p>甲936、甲940、甲941、甲946、甲948、甲950、甲951、甲952-1、甲952-2、甲953、甲954-1、甲954-2、甲956、甲958、甲963-1、甲963-2、甲964、甲965-1、甲967-1、甲967-2、甲967-4、甲968-1、甲970、甲971-1、甲973-2、甲973-5、甲973-7、甲973-13、甲975-1、甲975-5、甲975-10、甲979-1、甲981-1、甲982-1、甲984、甲985、甲987-1から甲987-4まで、甲988-3、甲989-3、甲990-1から甲990-7まで、甲991-2、甲992、甲993-1から甲993-4まで、甲994-1から甲994-5まで、甲995-2から甲995-6まで、甲996、甲997、甲998-2、甲999-1、甲999-2、甲1000-1、甲1000-2、甲1004-1から甲1004-12まで、甲1006-2から甲1006-4まで、甲1007-2、甲1011-3、甲1013、甲1014、甲1015-1、甲1015-2、甲1016-1から甲1016-3まで、甲1017-2、甲1018-1、甲1018-2、甲1019-1、甲1019-2、甲1020から甲1022まで、甲1023-1から甲1023-3まで、甲1024-1、甲1024-2、甲1025、甲1026、甲1028から甲1033まで、甲1034-1、甲1034-2、甲1038から甲1040まで、甲1042、甲1045、甲1046、甲1048-1、甲1048-2、甲1049、甲1050-1、甲1051-1及び甲1080-1並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字下野字二本杉	<p>甲1224、甲1225、甲1227、甲1228、甲1233、甲1236-1から甲1236-3まで、甲1247-2及び甲1293-22並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 大字下野字二本杉1088-1、1088-8、1090-1の地先の道路の一部及び水路</p>
大字下野字三本椎	<p>甲2679-2、甲2681、甲2682-1から甲2682-3まで、甲2683、甲2685、甲2686、甲2688、甲2690から甲2692まで、甲2695、甲2696-1から甲2696-3まで、甲2696-7、甲2696-8、甲2697から甲2699まで、甲2700-1、甲2701-1、甲2702-1及び甲2703-1並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字下野字古小場	<p>甲718-3</p>

